

原議保存期間 10年  
(平成26年12月31日まで)

警察庁丙国捜発第16号、丙刑企発第51号

平成16年6月11日

警察庁刑事局長

庁内各局部課長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
各附属機関の長

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第89号。以下「改正法」という。別添参照。)が平成16年6月9日に公布され、同年6月29日(国内受刑者に係る受刑者証人移送に関する規定及び外国受刑者の拘禁に関する規定の整備等に係る部分については同年12月9日。)から施行されることとなった。改正法の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 改正法の概要

改正法は、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米刑事共助条約」という。)の締結に伴い、国際捜査共助の手續及び要件の特例を設けるとともに、国際捜査共助等の円滑な実施を図るため、所要の規定を整備するものである。改正法(国内受刑者に係る受刑者証人移送に関する規定及び外国受刑者の拘禁に関する規定の整備等に係る部分を除く。)の概要は次のとおりである。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の国際捜査共助法(昭和55年法律第69号)を「共助法」という。

- (1) 我が国の要請により我が国の刑事手續における証人尋問のために移送された外国受刑者を拘禁するための規定を整備することに伴い、国際捜査共助法について、法律の題名を「国際捜査共助等に関する法律」に改めた。
- (2) 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が我が国の法令によれば罪に当たるものでないときであっても、条約に別段の定めがあるときは、共助をすることができることとするとともに、証人尋問又は証拠物の提供に係る要請について、その証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面がないときであって

も、条約に別段の定めがあるときは、共助をすることができることとした。

(共助法第2条関係)

また、これに伴い、従来、令状又は証人尋問の請求は、証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面を提出してしなければならなかったものを、条約に別段の定めがある場合には、この限りでないこととした。(共助法第11条関係)

- (3) 従来、共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付は、緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときに法務大臣が行うこととなる以外は、外務大臣が行うこととされていたが、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているときは、法務大臣が共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行うこととした。(共助法第3条第1項関係)

なお、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)についても同様の改正がなされた。

- (4) 業務書類等に関する証明書に関する規定の整備

検察官又は司法警察員は、共助法第8条第1項又は第2項の規定により収集すべき証拠が業務書類等(業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。)である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保管者その他の当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができることとした。また、この証明書の提出を求めるに当たっては、検察官又は司法警察員は、その提出を求める者に対し、虚偽の証明書を提出したときは刑罰が科されることがある旨を告知しなければならないこととした。(共助法第8条第3項、第4項関係)

共助法第8条第3項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。ただし、その者の当該行為が刑法(明治40年法律第45号)の罪に触れるときは、これを適用しないこととした。(共助法第9条関係)

- (5) 国家公安委員会による調査権限に関する規定の整備

国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときに、相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示する等の措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に係る人の所在その他必要な事項について調査させることができることとした。(共助法第18条第3項関係)

## 2 留意事項

(1) 業務書類等に関する証明書（共助法第8条第3項、第4項関係）

ア 共助法第8条第3項に関しては、次のことに留意すること。

(ア) 同項の「業務」とは、人が職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う事務又は事業を総称し、営利目的であるか否か、合法であるか否かを問わないものであり、すべての事業、団体、組合、職業が含まれ、公務も含まれるものであること。

(イ) 同項の「業務を遂行する過程において」作成されるとは、業務に関連して作成されるだけでは足りず、業務を遂行する過程で作成されることを要するが、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第323条第2号の「業務の通常の過程において作成された書面」のように業務の通常の過程で業務遂行の基礎として順序を追い継続的に作成されることは要しないものであること。

(ウ) 同項の「当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者」とは、当該業務書類等の作成又は保管の状況について、その者の業務に基づき知識を有すると思料される者をいい、具体的には、当該業務書類等の作成や保管に直接携わった者のほか、こうした者の上司、部下又は後任者として当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する業務上の知識を有するに至った者も含まれるものであること。

(エ) 同項の証明書は、要請国の要請に応ずるために提出を求めるものであるところ、その内容は、原則として、要請国が要請において明らかにしたものに従うこととなること。

なお、日米刑事共助条約は、条約の不可分の一部である附属書に様式を定めており、アメリカ合衆国から条約に基づく要請があれば、当該附属書に定める様式に所要の事項を記載し署名したものを提出するよう求めることとなる。

イ 共助法第8条第4項に定める虚偽の証明書を提出したときは刑罰が科されることがある旨の告知については、日米刑事共助条約の附属書に定める様式のように「この証明書において虚偽の陳述を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、ここに、次のとおり陳述します。」等の記載がある様式に所要の事項を記載したものを提出するよう求める場合には、証明書の提出を求めるに当たり、様式中の当該部分を示した上で、虚偽の証明書を提出したときは共助法第9条に規定する罪に当たり刑罰が科されることがある旨口頭で告知すること。その他の場合には、証明書の提出を求めるに当たり、虚偽の証明書を提出したときは共助法第9条に規定する罪に当たり刑罰が科されることがある旨口頭で告知した上で、告知の状況について報告書で明らかにすること。

(2) 国家公安委員会による調査権限（共助法第18条第3項関係）

関係人の所在その他必要な事項について調査させられることとされたのは警察庁の職員であり、必ずしも警察庁の警察官であることを要しないことに留意すること。